

## 目標管理型行政運営システム実施要綱

### 第 1 趣 旨

この要綱は、「新たな行財政改革の取組み」に基づき導入する「P D C A サイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」における目標管理型行政運営システムの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 対 象

知事部局（ただし、総合振興局、振興局、出先機関及び地方機関を除く。）、企業局、教育庁及び警察本部を対象とする。

### 第 3 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 北海道政策評価条例第 2 条第 2 項に定める政策をいう。
- (2) 施策 北海道政策評価条例第 2 条第 3 項に定める施策をいう。
- (3) 事務事業 北海道政策評価条例第 2 条第 4 項に定める事務事業をいう。
- (4) 総合計画 北海道行政基本条例第 7 条第 1 項に定める道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画をいう。
- (5) 特定分野別計画 北海道行政基本条例第 7 条第 4 項に定める総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画をいう。
- (6) 政策評価 北海道政策評価条例第 2 条第 5 項に定めるところにより行われる政策評価をいう。
- (7) 基本評価 北海道政策評価条例第 2 条第 6 項に定める基本評価をいう。
- (8) 達成目標 政策を展開することにより、当該政策分野において実現を目指すべき具体的な姿をいう。
- (9) 業務目標 達成目標の実現に向けて施策を展開することにより、当該施策分野において目指すべき具体的な姿をいう。
- (10) 成果指標 施策の最終的な意図又は目標等を具体化した数値等であって、施策又は事務事業を実施することによって発生した効果又は成果を客観的に表す指標をいう。
- (11) 部等 北海道行政組織規則第 5 条第 1 項及び第 22 条に定める部及び出納局並びに企業局、教育庁及び警察本部をいう。
- (12) 課等 北海道行政組織規則第 5 条第 2 項に定める局又は室に置く第 6 条に定める課等及び部長が指定する参事（出納局にあつては、北海道行政組織規則第 23 条、企業局にあつては、北海道企業局組織規程第 2 条、教育庁にあつては、北海道教育庁組織規則第 2 章第 2 節に定める課等）をいう。

### 第 4 目 的

総合計画、知事公約、特定分野別計画等を踏まえた施策推進体系に沿って各施策の業務目標及び成果指標を設定することにより、その達成状況を客観的に評価し、予算編成、組織の見直し、重点政策の展開等に着実に反映することを目的とする。

## 第 5 目標等の設定

総合計画、知事公約、特定分野別計画等を踏まえた体系的な目標管理型の行政運営とするため、次のとおり目標の設定を行う。

### 1 部等の達成目標

部等の長は、毎年、総合計画、知事公約、特定分野別計画等を踏まえた中期の施策の推進方針（以下「施策推進方針」という。）及びすべての施策を体系化したもの（以下「施策推進体系表」という。）を作成し、部等の達成目標を明らかにする。

部等の達成目標の設定に当たっては、総合計画が示す「めざす姿」の実現に向けて、社会経済情勢や道民ニーズの動向を踏まえた当該政策分野において目指すべき姿を設定する。

### 2 部等の業務目標

部等の長は、年度当初に、4月1日を基準日とし、部等の達成目標を踏まえ、課題及びその対応方針等を整理した当該年度の計画（以下「業務執行計画」という。）を作成し、施策ごとの業務目標を明らかにする。

部等の業務目標の設定に当たっては、施策の推進による効果を客観的に把握するため、成果指標を設定する。

なお、成果指標については、「施策の最終的な意図又は目標等を具体化した数値等」であることから数値による定量的指標とすることを原則とするが、やむを得ない理由により定量的指標を設定できない場合や定量的指標のみでは適正に施策の進捗状況を把握できない場合は、その他の定性的な指標を設定することができるものとする。

### 3 事務事業の設定

課等の長は、施策ごとに設定した部等の業務目標の実現に向けて実施する事務事業の当該年度の実施方針（以下「事務事業実施方針」という。）を作成し、事務事業ごとの業務内容及びコスト情報を明らかにする。

### 4 公表

#### (1) 施策推進方針及び業務執行計画の公表

部等の長は、施策推進方針等及び業務執行計画について、作成後速やかに公表することとし、修正した場合も同様とする。

#### (2) 事務事業実施方針の公表

課等の長は、事務事業実施方針について、作成後速やかに公表することとし、修正した場合も同様とする。

## 第 6 総合調整

各部等から提出された施策推進方針及び施策推進体系表について、総合計画、政策評価を担当する部署は連携して総合調整を行う。

## 第 7 総合計画等の推進管理

部等の長及び課等の長は、施策推進方針、施策推進体系表、業務執行計画及び事務事業実施方針を用いて、総合計画、知事公約及び特定分野別計画の推進管理を行う。

## 第 8 目標達成状況の評価

部等の達成目標及び業務目標、課等の事務事業の進捗状況の評価については、基本評価等により行うものとする。

- 1 部等の達成目標の達成状況の評価  
達成目標の進捗状況の評価は、施策推進方針の作成時に行う。
- 2 部等の業務目標の達成状況の評価  
施策ごとに設定した業務目標の達成状況の評価は、施策評価により行う。
- 3 事務事業の推進状況の評価  
施策ごとに設定した部等の業務目標の達成に向け、個々の事務事業の進捗状況の評価は、事務事業評価により行う。
- 4 公表  
上記 1、2 及び 3 の各評価の結果については、評価実施後速やかに公表する。

第 9 予算・組織機構編成への反映

部等の長は、限られた財源及び人員を有効に活用しながら効果的・効率的に施策及び事務事業を実施していくため、目標の達成状況の評価結果等に基づき、次年度の予算及び組織機構編成の検討を行う。

第 10 目標の見直し

部等の長は、年度当初に設定した部等の達成目標及び業務目標、課等の事務事業の内容について、必要に応じて見直しを行う。

第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。